

岩手県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定による裁決書の送達について、送達を受けるべき関係人の所在が不明のため送達することができないので、次のとおり告示する。

平成31年2月1日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

1 送達すべき書類 一般国道45号改築工事（三陸北縦貫道路・岩手県下閉伊郡田野畑村真木沢地内から同村菅窪地内まで、同村沼袋地内から同郡普代村第11地割字柏木平地内まで、同村第16地割字天拝坂地内から同県九戸郡野田村大字玉川第2地割字日影山地内まで及び同村大字玉川第5地割字上代川地内から久慈市新井田第4地割地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道、村道及び二級河川付替工事に伴う収用事件に係る裁決書の正本

2 送達を受けるべき関係人の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏名	備考
不明	不明	下記3(1)の土地のうち925.02㎡の区域に存する排水施設の所有者

3 収用し、又は使用すべき土地等の表示

(1) 収用すべき土地等の表示

登記簿				実測面積	収用すべき土地の面積	実地の状況
所在	地番、地目及び地積					
久慈市長内町 第20地割	不明。ただし、			実測せず	428.12㎡	山林
	地番	地目	地積			
	108番1	山林	20,914㎡			
	108番3	山林	50,978㎡			
	108番5	山林	79,318㎡			
	108番7	山林	19,837㎡		925.02㎡	雑種地
の全部又は一部					804.97㎡	山林

(2) 使用すべき土地等の表示

登記簿				実測面積	使用すべき土地の面積	実地の状況
所在	地番、地目及び地積					
久慈市長内町 第20地割	不明。ただし、			実測せず	3,343.41㎡	山林
	地番	地目	地積			
	108番1	山林	20,914㎡			
	108番3	山林	50,978㎡			
	108番5	山林	79,318㎡			
	108番7	山林	19,837㎡		5,807.86㎡	山林
の全部又は一部						

4 送達すべき書類の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

付記 上記の書類を受領しないときは、平成31年2月14日をもって送達があったものとみなされます。